

# 水戸市立常磐小学校いじめ防止基本方針(概要)

令和2年1月23日改訂

## I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- 1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- 2 「いじめ」は、人間として絶対に許されない行為であり、どの児童にも起こりうる。

## II いじめに対する責務

### 1 いじめの防止等のための校内組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、特別活動主任

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、常磐地区民生児童委員、スクールライフサポーター、 該当の学級担任、水戸市総合教育研究所指導主事

### 2 未然防止のための取組

- ① 認め合う学級集団づくり
- ② 豊かな心と自己指導能力の育成
- ③ 児童主体の活動
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止
- ⑤ 保護者・地域との連携推進
- ⑥ 教職員研修（児童の被害性に着目したいじめの認知、情報モラル、配慮が必要な児童への支援）

### 3 早期発見のための取組

- ① いじめの実態を把握する。毎月の記録・報告。  
（年6回以上の無記名での「いじめの実態調査」、教育相談、相談ポストなど）
- ② 保護者と連携して「小さなサインや変化」を見逃さない。  
被害者、加害者の保護者に連絡する。（家庭訪問、電話連絡、連絡帳など）
- ③ 地域・関係機関と連携する。（地域行事への参加、民生児童委員との情報交換など）
- ④ ネットパトロールを随時行う。
- ⑤ 教職員間で情報交換を行う。
- ⑥ 近隣小中学校との情報交換を行う。

### 4 早期解消に向けた取組

- ① いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- ② いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ③ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。相当の期間（少なくとも3か月以上）、行為が止んだのを確認して解消とする。
- ④ 傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることへの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- ⑤ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- ⑥ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる措置を講じる。また、その対応について保護者へ十分理解を得られるようにする。
- ⑦ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。
- ⑧ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察及び水戸市教育委員会等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

### 5 重大事態が発生したときの対応

- ① 教育委員会を経由し、市長へ報告（「疑い」や「申立て」があった段階で調査を開始する。）
- ② 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断
- ③ 調査組織の設置
- ④ 調査方針の説明
- ⑤ 調査の実施
- ⑥ 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
- ⑦ 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供
- ⑧ 聴取の結果を市長に報告
- ⑨ 調査結果を踏まえた当該重大事態への対応、同種の事態の発生防止にむけた対策

### 6 その他

- ① 学校評価における、いじめ防止等のための取り組み状況の評価
- ② 検証及び取組の改善
- ③ いじめ防止対策推進法(文科省 平成25年9月28日)、茨城県いじめ根絶を目指す条例(令和2年4月1日施行)の周知、徹底